

離婚について悩んでいませんか？

子どもがいる夫婦の離婚には様々な悩みや困りごとが伴う場合があります。佐賀市こども家庭センターには以下のような相談が多く寄せられています。

「離婚したほうがいいのか、迷っています・・・」

- ・配偶者がパチンコに依存して、借金をくりかえす
 - ・配偶者はいつもは優しいけど、お酒を飲むと暴力をふるう
 - ・子育てのことで、配偶者と価値観が合わない
 - ・しばらく別居して、これからのことを考えたい
- 佐賀市こども家庭センター（P2）へ

「離婚すると決めました」

- ・離婚を前提に仕事を探したい
- 就職・転職・資格取得を応援します！（P37）へ
- ・新しい住まいを確保したい
- 住まいに関するサポートいろいろ（P45）へ
- ・離婚の際の養育費や戸籍などについて知りたい
- 養育費の取り決めと強制執行（P51）へ
養育費確保支援事業（P52）へ
戸籍（離婚、名字の変更）（P49）へ
- ・離婚後の経済的な支援制度を知りたい
- 知っておきたい、生活のための経済的支援（P20）へ

「離婚の後に必要な手続き」

- ・子どもの氏（名字）の変更
- ・健康保険の変更
- ・預金通帳の名義変更
- ・運転免許証の住所、氏名の変更
- ・児童手当
- ・児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成
- ・年金の手続き
- ・保育園、幼稚園、学校の手続き
- ・就学援助の申請（小・中学校）

「離婚した後、困っていることがあります」 → 佐賀市こども家庭センター（P2）へ

- ・養育費の支払いがストップした
- ・病気で仕事ができなくなって、生活に困っている
- ・子どもの進学費用が足りない

離婚の後に必要な手続き

◇主な手続き 離婚に伴って、どこで、どのような手続きが必要になるので

子の氏の変更許可申立 (家庭裁判所)	子の入籍届 (市民生活課)	児童手当 (こども家庭課)	児童扶養手当 (こども家庭課)	就学 (学事)
-----------------------	------------------	------------------	--------------------	------------

*上記は、主な手続きです。上記以外にも、個人によって、必要な手続きがある場合もあります。

◇手続きの流れ(チェックしてみてください)

*離婚届を佐賀市に提出し、

市役所	<p>離婚届</p> <p>届出した日の翌日から起算して原則4営業日以内に、新しい戸籍が作られ、戸籍謄本の請求ができるようになります。</p> <p>○本人確認書類(運転免許証等)</p> <p>○届出印(任意) 【市民生活課】Tel40-7084</p>	<p>就学援助</p> <p>○世帯全員の所得合場合に、市内の小・学用品費や給食費等助します。 【学事課】Tel40-73</p>	
	<p>保育料等の軽減</p> <p>○親と子の戸籍謄本(コピー可) ➤コピーで手続きが可能のため、児童扶養手当の手続き用に請求したもののコピーをとっておく。 【保育幼稚園課】Tel40-7286</p>		
家庭裁判所	<p>医療保険の切替</p> <p>○医療保険の扶養からはずれる等の場合には、医療保険の切替の手続きが必要です。</p>	<p>運転免許証等の記載事項変更(氏名・本籍)</p> <p>○住民票抄本(本籍地記載のもの・マイナンバーの記載がないもの) 【佐賀北警察署】Tel30-1911 【佐賀南警察署】Tel23-6110 【運転免許センター】Tel98-2220</p> <p>※手続き前に電話またはホームページで詳細を確認してください。</p>	<p>通帳の名</p> <p>○記載事項の変更を ※詳しくは各金融機</p>
その他			

◇手続きに必要な書類

手続きの種類	子の氏の変更許可申立	子の入籍届	児童扶養手当
手続き窓口 問い合わせ先	家庭裁判所(38-5633)	市民生活課(40-7084)	こども家庭課(40-7252)
戸籍謄本	○	×	○
本人(本籍地:市内)	○	×	○
本人(本籍地:市外)	○	×	○
子(本籍地:市内)	○	×	○
子(本籍地:市外)	○	×	○
住民票謄本(本籍地・続柄記載のもの)	×	×	※
住民票抄本(本籍地記載のもの)	×	×	×
所得課税証明書	×	×	※
マイナンバーが確認できるもの	×	×	○

※基準日時点で佐賀市に住民票がなかった方は必要な場合があります。担当



しょう？

- 援助課
- 保育料等の軽減
(保育幼稚園課)
- 運転免許証の
記載事項変更
(各警察署)
- 年金分割
(年金事務所)
- 通帳の名義変更
(金融機関)

新本籍を佐賀市に設定した場合を想定しています。

児童手当・児童扶養手当

計額が基準以下の
中学校に通う子の
費用の一部を援

58

- 名義変更後の通帳
- 親（受給者）の加入医療保険情報のわかる書類
- 親（受給者）と子の戸籍謄本
- その他（個別に必要な書類があります。）
【こども家庭課】Tel.40-7252

子の入籍届

- 審判書謄本
(家庭裁判所の許可があるのに1週間程度かかります。)
- 届出印(任意)
【市民生活課】Tel.40-7084

子の氏の変更許可申立

- 子及び父母の戸籍謄本
- 収入印紙(1人に付き800円)
- 印鑑(認印)
- 切手(110円)

【家庭裁判所】Tel.38-5633

申し立てが、家庭裁判所から許可されれば、審判書謄本が送られてきます。

義変更

した運転免許証等
関にお尋ねください。

年金分割

- 戸籍謄本
- 住民票抄本
- その他必要書類

※詳しくは年金事務所にお尋ねください。
【年金事務所】Tel.31-4191

運転免許証等	就学援助	保育園申込	年金
各警察署・運転免許センター	学事課(40-7358)	保育幼稚園課(40-7286)	佐賀年金事務所(31-4191)
×	×	△ △	○ ○
×	×	△ △	○ ○
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
○	×	×	○ ○
×	※	※	×
×	×	○	○

課にお問い合わせください。